

建築物等計画変更承認申請について

建築許可の内容を変更する場合で、次のいずれかに該当するものは建築物等計画変更承認申請を行うこと。それ以外の変更については、すべて軽微な変更(様式なし、変更図面1部提出)を行うこと。

【専用住宅の場合】

- 1 建築物の**建築面積**又は**延べ面積**の 10 m²以上の増減を伴うもの
- 2 建築物の**排水施設計画**の大きな変更
(例:西側側溝放流→東側水路放流、浄化槽接続→下水道接続等)
- 3 建築物の**位置**の大きな変更(1m以下の移動は除く)
- 4 建築物の**平面計画**の大きな変更(例:二世帯住宅への変更等)
- 5 建築物の**階数**の変更
- 6 確定測量による**敷地面積**の変更

* 許可敷地自体の変更(土地の追加、減少含む)は変更手続きではなく、再度許可申請

許可後1年以上経過しているものは、許可当時と状況が同一か確認するため、発行から3ヵ月以内の土地登記簿謄本、許可者世帯全員の住民票を添付。2年以上経過しているものは要件確認まで行うため、発行から3ヵ月以内の各世帯の戸籍謄本、住民票も添付。

【専用住宅以外の場合】

上記の変更に加えて、許可要件の再審査が必要になる変更(34条1号の店舗や審査会16号の社会福祉施設の間取り変更、立合いによる道路幅員の変更等)には、計画変更承認申請が必要となる。事前相談要。